

令和2年 第3回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年3月5日(木) 午前9時00分～午前10時45分

2. 開催場所 白石町総合センター 2階 集団指導室

3. 出席委員(36人)

| | | |
|--------------|--------------|--------------|
| 1番 片渕久司 委員 | 2番 香月一夫 委員 | 3番 川崎勝巳 委員 |
| 4番 津田 保 委員 | 5番 井上保博 委員 | 6番 木室徳好 委員 |
| 7番 吉原春樹 委員 | 8番 赤坂隆義 委員 | 9番 中村勝郎 委員 |
| 10番 野田弘之 委員 | 11番 宮崎裕二 委員 | 12番 岩石 学 委員 |
| 13番 井崎陽子 委員 | 14番 池上勝文 委員 | 15番 香月幸雄 委員 |
| 16番 香月伸幸 委員 | 17番 吉岡保則 委員 | 18番 森口弘実 委員 |
| 19番 川崎敏樹 委員 | 20番 小柳眞佐美 委員 | 21番 森 邦之 委員 |
| 22番 石田義明 委員 | 23番 小野愛子 委員 | 24番 山口八州男 委員 |
| 25番 田口千津子 委員 | 26番 片渕秋正 委員 | 27番 松尾利助 委員 |
| 28番 光武直広 委員 | 29番 溝上博信 委員 | 30番 永石恒弘 委員 |
| 32番 南條喜代己 委員 | 33番 中村康則 委員 | 34番 溝口修一郎 委員 |
| 35番 木下善明 委員 | 36番 中村秋男 委員 | 37番 川崎 薫 委員 |

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 (1) 農地法第3条の規定による許可申請について

(2) 農地法第5条の規定による許可申請について

(3) 令和2年白石町農用地利用集積計画(3号)の承認決定について

(4) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項 (1) 合意解約の報告

(2) あっせん申出の取下げについて

業務連絡事項 (1) 第4回農業委員会総会の日時及び場所

(2) 農地パトロールの結果報告について

(3) その他

6. 農業委員会事務局職員

課長補佐兼農地農政係長 香月 康彦 農地農政係長 吉原 浩

農地農政係 川崎 由香

7. その他出席職員

8. 会議の概要

課長補佐 それではただいまより、令和2年3月第3回白石町農業委員会総会を開会いたします。まず初めに川崎会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 今日は、第3回農業委員会総会ということでご出席いただきましてご苦労様でございます。慎重に審議いただきますようよろしくお願いいたします。

課長補佐 どうもありがとうございました。

ただ今の出席委員は36名中36名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。この後の議事進行につきましては、白石町農業委員会会議規則により会長が務めます。ではお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、28番光武直広委員、29番溝上博信委員を指名いたします。これより議事に入ります。

= 議案番号第26号 =

議長 はじめに、1.「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第26号、事務局に説明を求めます。

課長補佐 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。

議案番号第26号。

権利の種類は使用貸借権設定。

申請農地の表示。大字東郷字四本楠〇〇番、〇〇番、〇〇番、大字東郷字三本楠〇〇番、〇〇番、〇〇番、田15,087㎡です。

貸付人は、白石町大字東郷〇〇番地、東郷移の〇〇さんです。借受人は、白石町大字東郷〇〇番地、東郷移の〇〇さんです。

耕作面積は、田30,620㎡です。

稼働力は男2名、女2名です。

申請の事由は、経営移譲のため、孫の妻に対しての使用貸借権の設定。期間は、令和2年3月6日から令和22年3月5日です。

借受人は今後、認定新規就農者の取得を予定され、今回借受される農地を含め、すべての農地において、適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 26 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 26 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第 27 号 =

議長 続きまして、議案番号第 27 号、事務局に説明を求めます。

課長補佐 議案番号第 27 号。

権利の種類は所有権移転（売買）。

申請農地の表示。白石町大字築切字谷〇〇番、〇〇番、田 4,215 m²です。

譲渡人は、白石町大字築切〇〇番地、二の籠の〇〇さんです。譲受人は、白石町大字築切〇〇番地、八の割の〇〇さんです。

耕作面積は、田 92,232 m²、畑 15,764 m²、計 107,996 m²です。

稼働力は男 3 名、女 3 名です。

申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望です。

譲受人は、今回譲受される農地を含め、すべての農地において、適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

議案の位置図は、1 ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて、地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。地元農業委員として 2 月 25 日に事務局と現地確認を行いました。譲受人は現在、米麦を中心に約 10ha の規模で営農されています。譲受人は、今後もこれまで同様周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の〇〇です。価格はいくらですか。

課長補佐 価格は1反当たり〇〇円です。

○番 〇〇円ならあっせんがいいのではないのでしょうか。

課長補佐 申請を受け付ける際に、あっせんでされたほうが、色んなメリットがありますという話はしました。そこでお二方とも3条でいいということで受付けをいたしました。その後、総会に挙げる前にも、再度本人さんの自宅に出向きまして、あっせんでのほうが金銭的なメリットもございますということでご説明はしたところですが、本人さんはこのまま3条でいきますということでおっしゃいましたので、今回、この3条で受付けをしてお諮りをしているということになります。

○番 どちらがそう言われたのですか。

課長補佐 譲渡人です。

○番 譲渡人は、あっせん申出が初め出たでしょう。取消しはあっていないですね。それで3条でいいのでしょうか。

課長補佐 あっせんを出していただいたときに、3条で話がきた場合に必ずしも取下げまでは求めてはいないのです。ただ、先々、あっせんで売るつもりがない場合については、もちろんあっせんの取下げを受付けする場合がありますけど、3条売買前に出ていた分を全部あっせん取下げまでは、今のところ求めてはいない状況です。

○番 せっかくあっせん事業という国の事業があるのですから、該当するのになぜしないのか聞いているのです。事務局で指導をしなければいけないと思います。

○番 ○番の〇〇です。反当〇〇としてありますが、3条だったら〇反〇畝ほどなので、〇〇円ほど税金がかかるわけですね。今、〇〇委員が言われたように、これはあっせんにすべきだなということと、買い手が1町も作っておられるので、認定農家に該当するので、あっせんにも適用できるから、これは1回取り下げて、あっせんでもっていったほうがいいと思いますが。

議長 他にございませんか。

議長 ここで暫時休憩いたします。

議長 9時25分に再開します。

午前9時15分 休憩

午前9時25分 再開

議長 それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。
他にありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは議案番号第27号については、保留といたします。

課長補佐 議案番号第27号につきましては、再度、お二方とお話をさせていただきまして、今回の報告につきましては後日させていただきたいと思っております。

= 議案番号第28号 =

議長 続きまして、議案番号第28号、事務局に説明を求めます。

課長補佐 議案番号第28号。

権利の種類は所有権移転（売買）。

申請農地の表示。白石町大字遠江字新観音〇〇番、〇〇番、田 2,276 m²です。 譲渡人は、白石町大字遠江〇〇番地、遠江掬の〇〇さんです。譲受人は、白石町大字遠江〇番地、遠江掬の〇〇さんです。

耕作面積は、田 12,609 m²です。

稼働力は男 2 名です。

申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望です。

譲受人は、今回譲受される農地を含め、すべての農地において、適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

議案の位置図は、2 ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて、地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。地元農業委員として3月2日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請については、譲渡人、譲受人、双方の要望により申請をなされております。譲受人は、今後もこれまで同様周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の〇〇です。売買価格を教えてくださいたいのと、3条などの売買は価格の表示ができないのですか。

課長補佐 価格につきましては、10a 当たり〇〇円となっております。売買価格について議案に載せるかどうかは検討させていただいてよろしいでしょうか。

○番 わかりました。

議長 他にございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第28号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第28号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第29号 =

議長 続きまして、議案番号第29号、事務局に説明を求めます。

課長補佐 議案番号第29号。

権利の種類は所有権移転(贈与)。

申請農地の表示。大字戸ケ里字一本樟〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、田6,870㎡

です。

譲渡人は、白石町大字戸ケ里〇〇番地、戸ケ里の〇〇さんです。譲受人は、白石町大字戸ケ里〇〇番地、戸ケ里の〇〇さんです。

耕作面積は、田 6,870 m²、畑 155 m²、計 7,025 m²です。

稼働力は男 1 名です。

申請の事由は、譲渡人の要望です。

譲受人は、今回譲受される農地を含め、すべての農地において、適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

議案の位置図は、3 ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 2 月 28 日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請農地については、譲受人が所有している農地と隣接しており、譲渡人の要望により申請をなされております。譲受人は、今後もこれまで同様に周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 29 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 29 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第 30 号 =

議長 続きまして、議案番号第 30 号、事務局に説明を求めます。

課長補佐 議案番号第 30 号。

権利の種類は所有権移転（贈与）。

申請農地の表示。白石町大字坂田字四本松〇〇番、〇〇番、田 1,672 m²です。

譲渡人は、白石町大字坂田〇〇番地、坂田の〇〇さんです。譲受人は、白石町大字坂田〇〇番地、坂田の〇〇さんです。

耕作面積は、田 5,982 m²です。

稼働力は男 2 名、女 1 名です。

申請の事由は、子に対する贈与（相続時精算課税制度適用）です。

譲受人は、今回譲受される農地を含め、すべての農地において、適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 30 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 30 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第 31 号 =

議長 続きまして、議案番号第 31 号、事務局に説明を求めます。

課長補佐 議案番号第 31 号。

権利の種類は所有権移転（売買）。

申請農地の表示。白石町大字湯崎字湯崎〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、田 5,479.2 m²です。

譲渡人は、伊万里市立花町〇〇番地、〇〇事務所 被相続人 亡 〇〇 相続財産管理人 〇〇さんです。譲受人は、白石町大字堤〇〇番地、内堤の〇〇さんです。

耕作面積は、田 176,668.2 m²です。

稼働力は男 1 名、女 1 名です。

申請の事由は、譲渡人の要望です。

譲受人は、今回譲受される農地を含め、すべての農地において、適正な利用が認めら

れ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

議案の位置図は、4ページから5ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて、地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。地元農業委員として3月2日に事務局と現地確認を行いました。譲受人は現在、米、麦、大豆、玉葱を中心に約17.6haの規模で営農されています。今回の申請農地については、譲受人が以前から借り受けて耕作されていたこともあり、譲渡人の要望により申請をなされております。譲受人は、今後もこれまで同様周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の〇〇です。売買価格はいくらですか。

課長補佐 売買価格につきましては、総額で〇〇円ということで申請がなされていて、10a当たり〇〇円から少し切れるぐらいです。

○番 それでいいのでしょうか。

課長補佐 ここが誰も相続人がいないということで、換価したいということで、以前相談があつていて、土地の耕作者の方に相談に行かれて今回の申請になっております。

○番 ○番の〇〇です。これだけの面積で〇〇円ですよ。ということは、弁護士の費用ぐらいにしかならないのではないですか。極端なことを言いますと、地図を見たら隣に〇〇さんとか〇〇さんとかいらっしゃいますが、この方たちに売買した時もこうなるのですか。

○番 ○番の〇〇です。確認ですが、〇番の案件は相続に関する売買ですか。

課長補佐 相続される人がなくて、亡くなられた方の財産管理人に弁護士さんがなられていて、そこに対して売買申し立てをされて、今回の手続きとなっております。

○番 そのように相続人がいなくて、次の代に相続人が出てきた場合は、3条でも関係ないと思うのですが、その辺の手続きはどうかかなと思います。

課長補佐 今回、遠縁にあたる方から、相続財産管理人選任申し立てということで、裁判所がこの弁護士さんを選任されております。そういったことで、まず相続人をあたられたうえで相続者がいなかったということで、弁護士さんが財産の換価をされているのかなと思っています。もし、相続人がいらっしゃれば、皆さん相続放棄をされれば相続の手続きで取得されると思うのですが、今回、誰もいなかったのがこういったかたちになっていると思います。

○番 しかし、申立人がいるということは、相続人が存在すると考えられますよね。だから農地法3条でも、この案件は違うような気がしますけど。

農地農政係長 この案件は、相続人がいないから被相続人ということで弁護士さんがついておられます。こういう誰も相続人がいないという農地が結構出てきてまして、弁護士さんが入られるケースも増えてきています。弁護士さんの話では、自分たちはこういう案件は沢山持っているのですが、現金化して早く手放したいという気持ちが強いということです。今回のこの価格も弁護士さんの方から表示された金額で、そのままの価格を述べているだけです。次の議案番号32号も同じケースですが、実際、譲受人は、本人さんが亡くなられる前から、耕作されている方です。弁護士さんの方から、今、耕作をされている方にご相談をされて農地法3条で売買ということになっています。亡くなられた〇〇さんの物件がもう1件あって、1月の総会にあっせんであがっていますが、宅地付きの宅地周りの農地があります。耕作者に話したら、宅地周りですので希望が出ていないという状況です。

議長 他にございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第31号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第31号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第32号 =

議長 続きますして、議案番号第 32 号、事務局に説明を求めます。

課長補佐 議案番号第 32 号。

権利の種類は所有権移転（売買）。

申請農地の表示。白石町大字廿治字吉村杉〇〇番、田 2,467 m²です。

譲渡人は、伊万里市立花町〇〇番地、〇〇事務所 被相続人 亡 〇〇 相続財産管理人 〇〇さんです。譲受人は、白石町大字辺田〇〇番地、久治の〇〇さんです。

耕作面積は、田 16,550 m²、畑 413 m²、計 16,963 m²です。

稼働力は男 2 名です。

申請の事由は、譲渡人の要望です。

譲受人は、今回譲受される農地を含め、すべての農地において、適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

議案の位置図は、6 ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて、地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。地元農業委員として 3 月 2 日に事務局と現地確認を行いました。譲受人は現在、米、麦、大豆、玉葱を中心に約 1.7ha の規模で営農されています。今回の申請農地については、譲受人が以前から借り受けて耕作されていたこともあり、譲渡人の要望により申請をなされております。譲受人は、今後もこれまで同様周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 32 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 32 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 33 号＝

議長 続きます。2.「農地法第 5 条の規定による許可申請について」議題といたします。
議案番号第 33 号について、事務局に説明を求めます。

課長補佐 農地法第 5 条の規定による許可申請についてご説明します。

議案番号第 33 号。

権利の種類は所有権移転（売買）です。

申請農地の表示。大字遠江字八平〇〇番、畑 3,706 ㎡です。

譲渡人は、白石町大字福田〇〇番地、福富移の〇〇さん。譲受人は白石町大字築切〇〇番地、八の割の〇〇さんです。

転用目的は、牛舎となっております。

転用の事由は、新規事業として、畜産事業を始めるにあたり、牛舎、子牛牛舎、堆肥舎等を建設したいというものです。

事業または施設の概要は、牛舎 480 ㎡、子牛牛舎 180 ㎡、堆肥舎 120 ㎡、ワラ置き場 748 ㎡、通路・その他 2,178 ㎡です。

位置及び影響等は、東側が畑、西側が道路、南側が道路、北側は水路です。

面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が令和元年 9 月 18 日に軽微にて決定公告がなされています。

農地区分は農用地区域内農地。農地区分の該当事項は、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地です。許可基準の該当事項としまして、用途区分の変更です。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、8 ページから 9 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 3 月 3 日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、現在農業に従事している譲受人が、畜産事業を始めるため牛舎建設を目的とするものです。周辺農地への影響もなく、また、区長並びに生産組合長、隣接農地の所有者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。ご審議のほど、よろ

しくお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 33 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 33 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 34 号＝

議長 続きまして、議案番号第 34 号、事務局に説明を求めます。

課長補佐 議案番号第 34 号。

権利の種類は使用貸借権設定です。

申請農地の表示。大字辺田字日ノ目〇〇番、畑 49 m²、同じく〇〇番、畑 91 m²、計 140 m²です。

貸付人は、白石町大字辺田〇〇番地、久治の〇〇さん、借受人は、白石町大字辺田〇〇番地、久治の〇〇さんです。

転用目的は、一般住宅、宅地進入路です。

転用の事由は、現在住んでいる住宅の建替えを計画している。

〇〇番については、平成 4 年頃から宅地進入路として利用していた。このことについては、始末書の提出があっています。

事業または施設の概要は、一般住宅 (1 棟) 149.25 m²、駐車場 (3 台分) 49.5 m²、庭スペース 90 m²、宅地進入路 91 m²、通路 129.21 m²です。宅地同時利用となっております。

位置及び影響等は、東側が畑・道路、西側が畑・宅地・田、南側が畑・田、北側は畑・田・道路です。

面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が平成 10 年 10 月 23 日に見直しにより決定公告がなされています。

農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区

域内にある農地で、許可基準の該当事項としまして、申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものです。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、10 ページから 11 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として3月2日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、一般住宅、宅地進入路を目的とするものです。周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。なお、一部が以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第34号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第34号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第35号＝

議長 続きまして、議案番号第35号、事務局に説明を求めます。

課長補佐 議案番号第35号。

権利の種類は所有権移転(売買)です。

申請農地の表示。大字福富字六本柳〇〇番、田303㎡、同じく〇〇番、畑200㎡、同じく〇〇番、田227㎡、計730㎡です。

譲渡人は、福岡市西区生の松原〇丁目〇番〇号、〇〇さん、譲受人は、白石町大字福富〇〇番地、下区の〇〇さんです。

転用目的は、一般住宅、倉庫、庭、駐車場です。

転用の事由は、現在、大工業を営んでおり、賃借している作業小屋が手狭で、また老朽化に伴い自宅や倉庫などが必要になったというものです。

事業または施設の概要は、一般住宅（1棟）127.94 m²、倉庫（1棟）78.11 m²、庭 40 m²、駐車場（7台）126 m²、通路・その他 357.95 m²です。

位置及び影響等は、東側が畑・水路、西側が田・道路、南側が田・宅地、北側は田・畑です。

面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が昭和 52 年 9 月 17 日に見直しにより決定公告がなされています。

〇〇番、〇〇番については、農地区分は第 3 種農地。農地区分の該当事項は、水管、下水道管又はガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、概ね 500m 以内に 2 以上の教育施設、医療施設、その他の公共施設又は公益的施設が存するものです。許可基準の該当事項としまして、許可し得るものです。

〇〇番については、農地区分は第 2 種農地。農地区分の該当事項は、第 3 種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連単している区域に近接する区域内にある農地の区域でその規模が概ね 10ha 未満であることです。許可基準の該当事項としまして、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るものです。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、12 ページから 13 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 3 月 2 日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、一般住宅、倉庫、庭、駐車場を目的とするものです。周辺農地への影響もなく、区長並びに生産組合長、隣接農地の所有者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 35 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 35 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 36 号＝

議長 続きまして、議案番号第 36 号、3.「令和 2 年白石町農用地利用集積計画（3 号）の承認決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 36 号、令和 2 年白石町農用地利用集積計画（3 号）の承認決定についてご説明します。

はじめに所有権移転関係でございます。今回は 7 件となっております。

整理番号の 1 番、買い手は北揚の〇〇さん。売り手は北揚の〇〇さん。土地の表示は、大字新拓〇〇番、田の 1 筆で 1,215 m²。利用目的は米。所有権の移転時期は令和 2 年 3 月 6 日、支払期限は令和 2 年 3 月 31 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。買い手の取得後の経営面積は 28,791 m²です。

整理番号の 2 番、買い手は東区の〇〇さん。売り手は東区の〇〇さん。土地の表示は、大字福富字興福一区〇〇番、〇〇番、田の 2 筆で 7,887 m²。利用目的は蓮根。所有権の移転時期は令和 2 年 3 月 6 日、支払期限は令和 2 年 5 月 29 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。買い手の取得後の経営面積は 130,209 m²です。認定農業者です。

整理番号の 3 番、買い手は東六府方区の〇〇さん。売り手は大町町の〇〇さん。土地の表示は、大字福富下分字第一田渕〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、田の 6 筆で 9,853 m²。利用目的は米・麦・大豆・玉葱・レタス。所有権の移転時期は令和 2 年 3 月 6 日、支払期限は令和 2 年 3 月 31 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、〇〇円、総額で〇〇円です。買い手の取得後の経営面積は 139,331 m²です。認定農業者です。

整理番号の 4 番、買い手は新明 4A の〇〇さん。売り手は新明 4B の〇〇さん。土地の表示は、大字新明〇〇番、〇〇番、田の 2 筆で 8,798 m²。利用目的は蓮根・米・野菜。所有権の移転時期は令和 2 年 3 月 6 日、支払期限は令和 2 年 8 月 31 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。買い手の取得後の経営面積は 62,513 m²です。認定農業者です。

整理番号の 5 番、買い手は戸ヶ里の〇〇さん。売り手は西南の〇〇さん。土地の表示は、大字新明〇〇番、〇〇番、田の 2 筆で 7,729 m²。利用目的は米・麦。所有権の移転時期は令和 2 年 3 月 6 日、支払期限は令和 2 年 6 月 30 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。買い手の取得後の経営面積は 252,787 m²です。

整理番号の 6 番、買い手は鹿島市の〇〇さん。売り手は只江の〇〇さん。土地の表示は、大字新開〇〇番、畑の 1 筆で 1,651 m²。利用目的は小葱。所有権の移転時期は令和 2 年 3 月 6 日、支払期限は令和 2 年 3 月 31 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。買い手の取得後の経営面積は 58,710 m²です。認定農業者です。

整理番号の 7 番、買い手は鹿島市の〇〇さん。売り手は共栄の〇〇さん。土地の表示は、大字新開〇〇番、畑の 1 筆で 939 m²。利用目的は小葱。所有権の移転時期は令和 2 年 3 月 6 日、支払期限は令和 2 年 3 月 31 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。買い手の取得後の経営面積は 58,710 m²です。認定農業者です。

次に、利用権設定の関係でございます。2 ページから 7 ページにかけて 64 件、8 ページから 35 ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が 146 件、合わせまして 210 件の計画が提出されています。利用権の種類は賃借権設定が 210 件、使用賃借権設定が 0 件となっております。そのうち新規が 177 件、その中で自作地から新規に利用権の設定をされるものが 133 件で、再設定は 33 件でした。また農地利用集積円滑化団体である JA を通して設定をされているものが 57 件です。今回の利用権の総面積は 1,949,013.99 m²です。今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農業生産法人によるものが 5 件、個人によるものが 59 件、農地中間管理機構によるものが 146 件となっております。なお、今回の計画の中で未相続農地は 16 件となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすものとして、210 件とも承認が相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。所有権移転について審議します。質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

〇番 〇番の〇〇です。整理番号 3 番で、10a 当たりの対価が〇〇万と〇〇万とありますが、ここの〇〇万の差は何でしょうか。

〇番 〇番の〇〇です。ここの田は宅地が全部かかっていて、整形のところがないというようなことから〇〇万の差をつけさせていただいています。

12 番 わかりました。

議長 他にございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 36 号、所有権移転について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 36 号の所有権移転については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 つづきまして、利用権設定について審議します。これについても、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により議事参与の制限がございまして、○番の〇〇委員、○番の〇〇委員、○番の〇〇委員については、それぞれの整理番号で発言を控えていただきます。

何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 36 号の利用権設定について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 36 号の利用権設定については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

＝議案番号第 37 号～第 41 号＝

議長 つづきまして、4.「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望、議案番号第 37 号から 41 号まで一括して事務局に説明を求めます。

課長補佐 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について、農地の売渡し希望です。

議案番号第 37 号。申し出農地の表示。大字遠江字八平〇〇番、畑 2,749 m²です。農

振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字福吉〇〇番地、福吉北中の〇〇さんです。申請理由は、遠方のための農地の処分です。議案の位置図は、14 ページをご覧ください。

議案番号第 38 号。申し出農地の表示。大字新拓〇〇番、田 5,713 m²、同じく〇〇番、田 2,235 m²、同じく〇〇番、田 2,232 m²、計 10,180 m²です。全て農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字新拓〇〇番地、新拓の〇〇さんです。申請理由は、後継者がいないための農地の処分です。議案の位置図は、15 ページをご覧ください。

議案番号第 39 号。申し出農地の表示。大字八平字八平〇〇番、畑 5,953 m²です。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字福富〇〇番地、上区の〇〇さんです。申請理由は、近くの農地を購入するための遠方の農地の処分です。議案の位置図は、16 ページをご覧ください。

議案番号第 40 号。申し出農地の表示。大字牛屋字五本谷〇〇番、田 1,103 m²、同じく〇〇番、畑 119 m²、大字牛屋字木屋搦〇〇番、田 1,648 m²、大字牛屋字百姓搦〇〇番、田 8,977 m²、大字新明〇〇番、田 1,975 m²、計 13,822 m²です。全て農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字牛屋〇〇番地、新盛の〇〇さんです。申請理由は、後継者がいないための農地の処分です。議案の位置図は、17 ページから 20 ページをご覧ください。

議案番号第 41 号。申し出農地の表示。大字福富下分字吉兵エ〇〇番、田 132 m²、同じく〇〇番、田 2,116 m²、大字八平字八平〇〇番、畑 4,470 m²、大字八平字新開〇〇番、畑 5,440 m²、同じく〇〇番、畑 2,906 m²、同じく〇〇番、畑 4,920 m²、計 19,984 m²です。全て農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、佐賀市城内〇丁目〇番〇号、〇〇事務所 破産者〇〇 破産管財人 〇〇さんです。申請理由は、破産手続きに伴う財産換価（現金化）のための農地の処分です。議案の位置図は、21 ページから 24 ページをご覧ください。

以上、議案番号第 37 号から議案第 41 号まで 5 件です。白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定められておりますので、議案番号第 37 号から議案番号第 41 号までご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、主となる予定のあっせん委員の指名を議案書に記載しています。もう一人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになります。

議長 議案番号第 37 号から 41 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしく申し上げます。

議長 議案番号第 37 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 議案番号第 38 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 39 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 40 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 41 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。議案番号第 37 号は○番○○委員と○番○○委員、38 号は○番○○委員と○番○○委員、39 号は○番○○委員と○番○○委員、40 号は○番○○委員と○番○○委員、41 号は○番○○委員と○番○○委員。それでは担当職員をお願いします。

課長補佐 議案番号第 37 号、38 号は○○、39 号は○○、40 号は○○、41 号は○○です。以後の連絡調整につきましては担当職員のほうによろしくお願いします。

議長 それでは、あっせん委員になられました方はよろしく願います。

＝議案番号第 42 号＝

議長 続きまして、追加議案「令和 2 年白石町農用地利用集積計画（4 号）の承認決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 42 号、令和 2 年白石町農用地利用集積計画（4 号）の承認決定についてご説明します。

利用権設定の関係でございます。1 ページの利用権設定関係 1 件の計画が提出されています。利用権の種類は賃借権設定が 1 件となっております。再設定が 1 件でした。今

回の利用権の総面積は4,025㎡です。今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、個人によるものが1件となっております。なお、今回の計画の中で未相続農地は0件となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、承認が相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。議案番号第42号について審議します。質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第42号について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第42号については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

- ① 合意解約の報告
- ② あっせん申出の取下げについて

議長 報告も終わりましたので、続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

- ① 令和2年第4回農業委員会総会の日時及び場所
- ② 農地パトロールの結果報告について
- ③ その他

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、第3回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前 10 時 45 分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規程により、ここに署名する。

令和 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員